平成２４年（フ）第６５５号
神戸市灘区一王山町12番14号
債務者　春山康子こと　金　　康子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７５号
神戸市兵庫区湊町２丁目１番６号　宝マンション306号室、従前の住所神戸市兵庫区西出町２丁目４番13―211号
債務者　中里　俊二
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６１号
広島市西区己斐本町１丁目15番10―802号
債務者　杉野　晴俊
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６２号
広島市西区己斐本町１丁目15番10―802号
債務者　杉野　國子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２８号
広島県廿日市市佐方４丁目６番61―102号
債務者　石橋奈津恵
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４５号
広島県安芸郡熊野町川角４丁目12番20―101号
債務者　一松　正輝
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３号
大阪府堺市南区茶山台３丁39番７号
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
福岡県三潴郡大木町大字前牟田348番地２
債務者　中村　　忠
1　決定年月日時　平成24年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
長崎県島原市油堀町丙678番地５、前住所長崎県島原市有明町大三東戊4608番地
債務者　竹田　政則
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
北海道苫小牧市三光町５丁目21番69号
債務者　森利口洋介
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１１７号
北海道苫小牧市新中野町２丁目13番15号
債務者　小杉　博文
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４８号
石川県小松市四丁町に12番地　市営住宅12―6
債務者　尾留川孝輝
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７３１９号
東京都八王子市上柚木1111番地１
破産者　株式会社高橋園
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３２０号
東京都八王子市大塚823
破産者　長島　敬子
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６０１号
東京都北区赤羽１丁目62番13―603号　ソフィアハイツ
破産者　有限会社ティー・エフ・エス
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６０２号
埼玉県川口市東川口４丁目２―５―404
破産者　廣瀬　智宏
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７５５号
東京都渋谷区渋谷１丁目17番１号1006
破産者　株式会社リフィットキャピタル
1　決定年月日　平成24年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部